

沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動規約

(改正案)

第一条（名称） この運動は、沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動と称し、事務所を東京に置きます。

第二条（目的） この運動は、沖縄返還・復帰運動の伝統を引き継ぎ、復帰後も多くの米軍基地が残された沖縄と、安保条約によって国土の各地に米軍基地が置かれ主権を侵害された日本の全土からすべての米軍基地をなくし、日米安保条約を廃棄して日本国憲法を実現することをめざします。

第三条（会員） この運動の目的に賛同し、会費を納める個人・団体は会員となることができます。会費は総会の決定を経て別に定めます。

第四条（組織・機関運営） この運動には、次の機関を置きます。

（一）総会 総会はこの運動の最高決議機関で年一度開きます。また、必要な時には臨時総会を開きます。会員は総会に参加することができます。総会は次の事項をおこないます。

・役員を選出、・運動方針の決定、・会計報告

（二）運営委員会 総会で選出された運営委員により構成され二ヶ月に一回以上開きます。運営委員会は、この運動の日常の活動について審議し、決定し、執行します。会員は許可を得て運営委員会に出席し、意見を述べるすることができます。

（三）事務局 運営委員会の下に事務局を置き、日常的な事務を遂行します。

第五条（役員） この運動に次の役員を置きます。

（一）共同代表（若干名） 総会で選出され、この運動を代表します。

（二）運営委員（若干名） 総会で選出され、この運動の日常の活動を審議・決定・執行します。

（三）運営委員長（一名） 運営委員会で委員の中から選出されます。運営委員長は、運営委員会を招集し、主宰し、運営委員会の決定に従ってこの運動の活動を総轄します。

(四) 副委員長(一名又は二名) 運営委員会で委員の中から選出され、運営委員長を補佐し、委員長に支障がある時は その代理をします。

(五) 事務局長(一名) 運営委員会で委員の中から選出され、事務局を統括します。

(六) 会計監査(一名) 総会で選出され、会計を監査します。

第六条(地方組織) 一定の人数のグループで、この運動に地方組織を作ることができます。 地方組織に関する取り決めは運営委員会で決定します。

第七条(活動) この運動は、第二条の目的を実現するため、次の活動を行います。

- ・ 運動を起こし、世論を変える活動。

署名活動、スタンディング、学習活動、機関紙活動、声明・アピールの公表など。

- ・ 全日本の民衆が力を合わせることを助ける活動。

各地の基地をなくす会、米軍基地に反対する運動、平和組織との共同行動の組織化と恒常的な交流。

- ・ アメリカ合衆国外の各国の、米軍基地をなくす運動との連帯。
- ・ 平和をめぐる国際情勢・国内情勢の分析と研究活動。
- ・ その他、第二条の目標を実現するために必要な行動。

第八条(財政) この運動の資産は、会費、募金、事業収入その他の収入をもって構成されます。 この運動の運営に要する経費は、資産をもって支弁します。

第九条(機関紙) この運動は「草の根ニュース」を発行します。

第十条(改正) 本規約の改正はこの運動の総会でおこないます。